住民のいのちと暮らしを守る自治体キャラバン報告書

住民のいのちと暮らしを守る自治体キャラバン内灘

2020年10月26日

＜新型コロナ感染拡大から住民のいのちと暮らしを守る施策要望についての回答＞

・定額給付金の追加給付をの要望に、「町村会を通して」との回答あり。

・通所サービス等の「特例措置」への対応を求めたが、「実態把握に務めます」との回答。

・「自粛や閉じこもりにより生活後退や状態悪化が生じている高齢者実態把握」を求めたが「現在のところ、実態把握はしていません」との回答。石川県保険医協会のアンケート調査結果で実態を説明した。

・「新型コロナ感染拡大を防止で20人学級」を求めたが、「学級運営上の教育的観点や、少人数になりすぎる弊害も鑑み、20人学級にする考えはありません」との回答、その回答に、新婦人（元教員）から、「弊害とはどんなこっちゃ」と紛糾した。教師の不足が原因なのだがこの回答は問題。

・「子どもの生活実態調査実施します」との回答。これは重要な回答。★

・就学援助制度の学校給食で全額助成していないのは、内灘町含めて5自治体、「全額助成に転換を」と要請したが、回答は変わらず。何故だろうか。

・う歯10本以上ある児童は6人いたが、治療中であった。また学校検診で221名も未受診者がいた。この原因はなにか。不明である。

・介護職員の確保については大変厳しいとのこと。今年も昨年に引き続き、「人材確保の調査・研究を実施したい」との回答。実際に一歩進んでほしい。

・国保料が県内一番高くなっている状況は変わらず。

・国保の一般会計から法定外繰入について「負担の公平性、平等性の観点から考えていません」と回答。これは適切でない認識。国は一律的に保険料引き下げのための繰り入れは適切でないとしていて、減免制度の拡充、保健活動の充実などのための繰入を問題にしている訳ではない。

・子どもの均等割の減免等を要請するが、同じく「負担の公平性、平等性の観点から難しい」との回答。少子化が急速に進んでいるのに、なかなか発想が、考え方が変わらない

・日曜日の歯科検診は年齢に関係なく無料で実施できるようになっていた。40歳、50歳、60歳、70歳歯科検診が個別医療機関で実施できるようにしていたことは貴重な取り組み。★

住民のいのちと暮らしを守る自治体キャラバン津幡町

2020年10月26日

＜新型コロナ感染拡大から住民のいのちと暮らしを守る施策要望についての回答＞

・「自粛」や閉じこもりにより生活後退や状態悪化が生じている高齢者実態把握を求めた。

　⇒「毎年6月ごろに高齢者のみ世帯に対して、民生児童委員による熱中症予防のための個別訪問を実施しており、令和I2年度はプレイル予防を記したパンフレットを使用し、生活実態に応じた声掛けをしています。また、75歳以上の医療、介護、健診未利用者のリストアップを行い、保健師が個別家庭訪問により実態把握調査を行っており、必要に応じて支援を行っています」との回答

　地域住民の実態把握に努めている様子がうかがえた。★

・「20人学級を」については「コロナ禍におきまして、小中学校では、文部科学省の示す「学校の新しい生活様式」などに基づき、教室内の換気の徹底や、人との距離を可能な限り確保すること、授業方法の工夫などにより、学校における集団感染を避けるための対策を行っております。学級編成の人数につきましては、国や県へ要望してまいりたいと思います。」と回答。

・子どもの生活実態調査の実施を求めたが「貧困状態となっている子どもは、世帯そのものが経済的に困窮している場合が多く、本町においては、保護者からの生活相談や学校などからの連絡により、子どもの貧困を把握し、その世帯の支援にあたっております。さらに、学校や保育園等においては、職員が日常的に子どもの健康状態や生活状況等を注意深く観察することで、貧困の把握だけに限らず、支援を必要とする子どもの存在を、いち早く発見するよう努めております。」との回答、地域の実情を把握する取り組みがあるようだ

・その結果か分からないが、「学校給食の助成を、第三子からを対象に、10月より実施していた。★

・「就学援助費の学校給食費について、現在のところ全額給付とする予定はござませんが、今後も県内市町と大きな格差が生じないよう努めます」と回答。この回答をてこに全額助成につなげたい。

・「国の介護保険外しに意見を」に対して「総合事業化は、要介護1・2の方のサービス選択の幅を広げることを目的としています。個々の状態に応じた支援につながるよう総合事業を活用していきます。」との回答。国の改悪がみえないのか？

・「補足給付制度の改悪について意見を」と求めたが「国の制度に準拠し、対応します。」とのこと。

　この立場をどうしたら変えられるのか。

・国保の子どもの均等割廃止について「国民健康保険における子どもの均等割の軽減措置につきましては、国全体の問題として検討すべき、全国知事会等が国の責任において全国一律の制度として導入するよう要望していることから、国の動向を注視したい」との回答

　そんな問題ではないと思うが

・一部負担減免制度の抜本的な拡充については、「当町では現在、一部負担金減免については、倒別案件ごとに対応しておりますが、医療機関やケースワーカー、地域包括支援センターに対し、制度や事務手続き等を広く周知できるような対応を検討していきたい」との回答

　周知の問題ではなく、活用できるように制度の改善が必要なのだが・・・・

**住民のいのちと暮らしを守る自治体キャラバンかほく市**

2020年10月26日

＜新型コロナ感染拡大から住民のいのちと暮らしを守る施策要望についての回答＞

・2020年4月28日以降に出生した児童を対象に「赤ちゃんすくすく特別定額給付金」を給付

・新型コロナウイルスで影響を受ける市内の経済の活性化を図るため、市商工会と連携しプレミアム商品券を販売。

　〔赤ちゃんすくすく特別定額給付金の概要〕…所管課：子育て支援課

　　・支給対象者

①出生の届出時において本市に住民登録をし、引き続き居住する見込みの新生児であること。

②出生日が令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間であること。

　　・支給金額：現金10万円を、申請により指定口座へ

　〔かほく市商工会プレミアム商品券の概要→事業終了〕…所管課：産業振興課

　　・申込期間：令和2年7月13日から令和2年8月7日まで

　　・購入期間：令和2年8月1日から令和2年10月31日まで

　　・利用期間：令和2年8月1日から令和2年12月31日まで

　　・内　　容：販売総額6億円、総数5万組発行

　　　　　　　　1組（1,000円券×12枚）の商品券を10,000円で販売

　　　　　　　　購入数は1人あたり5組まで

・かほく市感染症対策（9月補正で上限100千円×53（介護）･53（医療･障害）か所）事業を実施。（二ツ屋病院の被害からの対応か）★

・少人数学級の要望は全国知事会、全国市長会、全国町村会の３団体が、「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」として、少人数編成を可能とする教員の確保を要望しており、文部科学省においても、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、少人数学級を可能とするための指導体制などの検討をしています。少人数学級への方向性については賛同しているが、「20人学級」に限定した学級編成は、課題もあると考えており、政府において、実効性があり現実的な形で検討してほしいと考えています。との回答。

・2020年度より、就学援助制度における給食費は全額給付！！★

・「補聴器購入費助成制度」については、今後、県内の動向を注視していきたいとしていた。

・エアコン購入補助につきましても、他自治体の動向を注視していきたいとしていた。

・「世代間の公平性や持続可能な制度運営を行う」観点から、国に「期高齢者の医療費2割負担反対」要望行う予定はないとのこと、⇒相当な受診抑制となるのだが。

・子どもの均等割は「将来の県内保険料水準の統一を目指す観点から、独自方式を行うことは考えていません。」と回答。

・がん検診の受診率向上を図るため、子宮頸がん・乳がん無料クーポン事業を実施、レディース検診や託児付き健診日を設定し環境の配慮を行っている。胃がん検診は40歳～75歳の方に胃がんリスク検診を導入し、ハイリスク者には胃内視鏡検査費用の助成を行っている。31歳～41歳の子宮頸がん検診の対象者にＨＰＶ検査を同時に実施したり、前立腺がん検診や骨粗しょう症検診も併せて実施していた。★

・2020年度、大腸・子宮・乳がん検診については、75歳以上の拡充を図っていた。★

いのちと暮らしを守る自治体キャラバン宝達志水町

2020年10月23日

・職員のあいさつがさわやか、懇談会会場にいくまでにすれ違った職員が全員「こんにちわ」と挨拶をした。

＜新型コロナ感染拡大から住民のいのちと暮らしを守る施策要望についての回答＞

・「定額給付金の追加給付を」の要望に、「町村会を通して」との回答。住民の暮らしが見えているのか

・「地域医療構想の見直しの意見を国へ」の要望に対して、「当院は平成29年5月に新築移転の際、地域医療構想を見据えて100床から70床へ減床しています。このことから、今後も70床を維持しつつ、病床機能の変更として回復期病床を増やすことで県へ検討結果を報告して了承を得ています」との回答であった。県の了承でもって国が公的・公立病院の再編計画は撤回する訳ではないが、新型コロナウィルス感染対応病院の指定もあって、ひとまず胸をなで下ろしている様子だった。

　　しかし、新型コロナウィルスに対応した交付金があるものの、「赤字補填を国・県に求めるかを検討する」との回答のように、受診抑制による赤字は大きいようだ。

・新型コロナ感染拡大に係わって、介護報酬の二段階特例で、「在宅支援のために何らかの対応を検討したい」と回答。これも重要。

・「自粛」「閉じこもり」への対応を求めたことに対して、「日常生活圏域ニーズ調査（65歳以上無作為抽出1000人）結果では昨年に比べて外出の機会が減った人は40.8%になっている。地域サロンの再開、老人センターの利用をよびかけたりしている」と回答。重要な事。

・「こどもの生活実態調査を行う」と回答、貴重な前進。★

・乳幼児検診未受診者はいなく、う歯10本以上の児童は2人いたが受診を確認していた。きちんとしている。保健師なのか

・「当町では、要介護1・2となった場合でも、個々の事情に応じて特例入所の申し込みがあれば柔軟に対応しております。」との回答。

・介護職員の不足問題について、「介護事業所の支援について考えていきたい」との回答も重要か。

・しかし。「介護保険改悪」「後期高齢者医療費２割負担反対意見を」に対して、「国に対して意見をあげることは考えていない」と回答。町から国に意見をあげることは難しいのか

・高齢者の補聴器問題については高齢者から切実な声が出されたが、町の対応はこれからか

・透析患者さんの足の確保、ストレチャが必要な透析患者さんの足の確保が問題となった。

・町の施設の利用料の基準についてが今年も意見交換された。1時間ではなく、1時間半へ

・子どもの国民健康保険均等割減免について「税負担の公平性を欠く」から「考えていません」との回答。少子化が音を立てて進行しているのに、発想が変わらない。考え方が変わらない。

・特定健診受診率が59.6%で県内トップ。地区組織の協力を得て、日時や場所の設定、受診勧奨を実施している結果か。健診を住民主体に、住民ぐるみの運動にすることが重要か。

・高齢者のインフルエンザ接種料金を、今年は新型コロナ感染拡大防止との関連で無料にしていた。これは来年も継続させよう！★

いのちと暮らしを守る自治体キャラバン羽咋市

2020年10月23日

・今回、新型コロナ感染拡大への対応として幾つかの重点要望をした。その中で「20人学級の実現」を掲げたが、その回答は驚きであった。「羽咋市では児童生徒数減少に伴い、小学校通常学級では20人以下の学級は約52.5％とすでに少人数であります」との回答だった。少子化が急速に進んでいるようだった。大学の後輩が羽咋市で教育委員をしているが、彼の地域ではクラスは5～6人で腹式学級だそうだ。

・2019年「学校給食の助成を」に対して「県内の状況を見ながら、今後の検討課題とする」と回答がありましたが、今年、「第三子から学校給食助成を実施」と回答がありました。★

・今年も、就学援助での学校給食の現物給付化について「現物支給については検討中」と回答。大きな前進。☆

・「介護報酬での処遇改善加算の仕組みは、自治体や利用者の負担にもつながるので、全額国庫負担による措置を」私たちは求めた。「関係機関とともに検討したい」と回答。非常に重要な回答。

・介護職員の確保については大変厳しい実態があるようだが、さらなる介護保険改悪となる「要介護1・2の保険外し行わないよう国に意見をあげてほしい」ということには、「国の施策に準拠し」との回答。市からすれば国に意見を上げることは難しいのか。

・国に「後期高齢者医療費2割負担反対の意見を」に対して、「世代間の公平」「持続可能な制度運営」のために「意見をあげることは難しい」と回答。ここも同様。2割負担になったら少なくない高齢者は必要な受診ができなくなるのに。

・ところが「年金制度に対して国に意見をというと「市長会を通して要望」と回答。認識の差が対応の差となっているのか。

・国保料引き下げについて、一般会計から法定外繰入について「国保に加入していない市民に国保費用の負担を強いるから適切でない」との回答。現在、問題になっているのは、公的医療保険における負担と給付の差なのだが。国の指導の影響は大きい。

・子どもの均等割の減免要請について、今年も「国保の受益者は個々の加入者であるから子どもの均等割減免は適切でない」と回答。典型的な受益者負担論。少子化が音を立てて進行しているのに、発想が変わらない。考え方が変わらない。

・今回初めて、「無料低額診療制度利用者の、院外処方自己負担（保険薬局の薬代）の助成を実施してください」という要望し、無料低額診療を利用している友の会員が「院外処方自己負担問題」を訴えた。それに対して、健康福祉部次長が「10月21日のNHKの無料低額診療の番組を見ました。羽咋診療所が行っている事業の大切さを知りました。」と述べ、非常に感動的な場面があった。

・「65歳以上の障害がある人への心身障害者医療費助成制度は助成方法を現物給付（64歳以下同様）にしてください」という問題で、羽咋市は10月から後期高齢者医療制度に移行した人のみ現物給付となっていた。県内の実施状況を示し、「後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障害がある人には障害者医療費助成制度を全額適用して全てのひとに現物給付化を実現するよう、重ねて要望した。

・羽咋市は、高齢者のインフルエンザの自己負担を1500円から500円に下げたことも貴重な前進★。

・今年から歯科検診の対象を20、30、40、50、60、70、76歳に拡充していた。重要な変化★

いのちと暮らしを守る自治体キャラバン志賀

＜志賀町＞

★子どもの医療費現物給付化が2021年4月から実施となった。★

★国保1ヶ月短期証が事実上廃止された。★

・地域医療を守る」ということには「地域医療構想は、石川県が中心となって策定しており見直しの必要があれば、機会を通じ要望していきたい、医療従事者や介護従事者のPCR検査については、本来、症状や感染者左の濃厚接触が認められれば、行政検査として実施できる体制になっており、石川県が中心となって新型コロナウイルス感染症対策を図っているなか、保健所を有しない町レベルでの独自検査は難しい」との回答。

・「20人学級」については、「現状は35人から40人になっている。20人学級にするならば、教室が足りなくなるので、そのような要望には応えられない」との回答。「（旧志賀町）7つの小学校をひとつにしたからではないか」と反論をした。旧富来町の小学校は少人数クラスのようだった。

・「学校給食費助成を」については「町内に住所を有する保護者を対象に、第二子以降の学校給食費相当額の助成を実施」との回答

・「難聴者に補聴器の補助を」については「認知症を予防する観点から、人との会話を通じてコミュニケーションを図ることは、重要であると認識しています。しかし、加齢に伴う身体の衰えは聴力だけではなく、視力や筋力、膝などの関節等、至る箇所に及ぶことが現実であり、高齢による難聴においても、障害認定を受ければ、自立支援給付による補聴器購入助成が受けられるが、全てに対する支援は難しく、難聴者のみを対象とした町独自の制度の創設は、公平性に欠けることから、考えていません。」との珍回答。

・「国保の子どもの均等割廃止」については「18歳未満の子どもを均等割の対象としない場合、賦課しなければならない税額を求める中で、18歳未満の子どもがいない世帯の負担が大きくなり、税の公平な受益者負担の原則が保てなくなるため、対象外とすることはできません」との迷回答。・「滞納があっても限度額認定証交付を」について「原則、未納がある方に対しては限度額認定証の発行は行っておりませんが、特別の事情を申し出た場合には諸事情等を考慮し発行している」との回答。実際はほとんどの人に交付されているよう。

・「65歳以上の障害がある人への心身障害者医療費助成制度を現物給付に」については2021年4月から実施との回答、「何故10月から実施できなかったのか」の質問には納得のいく説明がなかった。

いのちと暮らしを守る自治体キャラバン中能登・穴水

＜中能登町＞

・通所サービスの二段階特例措置については「利用者の同意をえていることと新型コロナ感染対策を事業所が行っている状況下で、利用者はそれ相当のサービスを受けており、補助制度に該当しない」との回答。矛盾が見えないようであった。

・「20人学級を」については、「国の責務により推進されるべき、教職員の増員については県に要望したい」との回答。中能登町でも小学校の統合が進められ、35人学級になっている学校が多かった。

・地域の図書館の統廃合が進められようとしており、地域の図書館の果たす役割、その意義が住民から強調されて、何らかの形で「地域図書館」を残すことが要望された。

・学校給食については、第二子以降の学校給食費を無料にしていた。

・子ども子育て政策については、幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の自己負担化については、現行無料の幼児の場合、引き続き副食費も助成して無料化していた。

・就学援助制度における学校給食の現物給付化について「学校給食費徴収システムの運用見直しを含めて検討していきたい」と回答あり。★

・子どもの国保の均等割減免については「一般会計からの繰り入れで行うと、町民から集めた税金を国保加入者のみに使うことになるから困難」という回答。町も納得いく提案を整理すべきか。

・「後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障害がある人には障害者医療費助成制度を全額適用」については、「ほとんどが後期高齢者医療制度に移行されている」との回答。ここを全額助成にしないと現物給付化が完全実現しないことを要求した。

・「65歳以上の障害がある人への心身障害者医療費助成制度は助成方法を現物給付」については、羽咋市と同様、後期高齢者医療制度に移行した人のみ、10月より現物給付化を実施していた。県内の現物給付化の動向を伝えて改善を求めた。

・高齢者インフルエンザワクチン接種料金を無料としていた。★

＜穴水町＞

・「新型コロナウイルス感染症対策を経験し、医療機関を受診したくても感染を心配して受診できない方などへの対応の必要性や、万が一、院内感染が発生した場合において、医療体制を維持していくことの重要性などを再認識した」「当町においては今後も、県の地域医療構想との整合性を図りつつ、地域の特性を踏まえた施策を展開するため、限られた医療資源を効率的に活用し、町民の皆様が安心して医療を受けることができるよう医療体制の充実を図っていきたい」「医療従事者等へのPCR検査についてi士、感染状況など地域の実情を踏まえて、体制整備について検討したい」（PCR機械購入）

・20人学級については「当町では、1学級の児童生徒数は、編制基準に満たない数で編制されています。」との回答。★

・「本町の特養ホームは要介護3～5の入所者で既に定員に達している」とのこと

・介護職員の人材確保については「町では、平成30年度に町内の介護・高齢者施設に協力をいただいて、Uターンで本町の介護職員を目指す人向けのパンフレットを作成。家賃補助や夜勤手当など、各事業所の努力で充実されているところもあるようですが、町では、平成30年度から介護職員就職奨励金制度を始めた」との回答★

・「国に国庫負担増額の意見を」について「標準を大きく上回る調整交付金を受けている本町が声を大にして言えるのか躊躇してしまうところですが、医療保険料と介護保険料の負担パランスを考慮し、介護において、保険料：公費＝1:1原則のあり方が妥当なのかどうか。」との回答。★

・「国の要介護1・2の介護保険外し」については、「現在要支援要介護状態区分別人数によると、本町においては、要介護1の認定を受けている人が最も多数です。左記のような改正が現実的なものといえるかは、現時点では分かりかねます。」との回答。軽度でないと住み続けられない町の現実があるよう。そこを総合事業化したら、住民は住めなくなるという思いが回答の中からくみ取れる。★

・「国の補足給付改定に意見を」については、「現行の制度においても、その申請受付事務はかなり煩雑になっている」との回答。これ以上の「煩雑な仕組みはごめん」というところか。

・「片道200円の低価格で、外出支援バスを運行し、町内全域をカバーしている」との回答。・・いろいろ実施されたが、この方法に落ち着いたのか

・「国保の子どもの均等割廃止」については、「実施している保険者は、減免措置分を国保財政調整基金を取り崩して行っていると聞いています。恒久的な実現が可能なのか、不安、子育て世代の負担軽減は、ほかにも手段がある」との回答。もう少し、つっこんだ議論をすべきであった。

・地域医療体制の確保については、「公立・公的病院は、地域において欠くことのできない基幹的な医療機関であり、また、今般の新型コロナウイルス感染症対策では住民の命と健康を守る砦としての役割を担うなど、その機能と役割は従来の視点だけではなく、その重要性はますます高まると考えられます。特に高齢者が多い過疎地域では、高齢者の行動エリアや地域の交通事情等を考慮した病院立地が重要となると考えております。人口減少が今後も進むと予想される中で余剰病床による病院規模の縮小や再編統合についても地域医療構想の中で今後も議論されていくことになると思われるが、経営の効率化を図りながら、地域の中核病院として今後も現行水準の医療体制の維持や医療従事者の確保に努めていきたいと考えております」との回答があった。

いのちと暮らしを守る自治体キャラバン七尾市

＜七尾市＞

★子どもの医療費助成制度の現物給付化、2021年4月実施★

★国保料滞納者に対して限度額認定書を交付実施。★

★介護労働実態調査を参考にアンケート調査を実施。★

・地域医療構想については、「県が主体となり県内の各保健医療関係者、各行政機関等を委員とし開催している地域医療構想調整会議の場で協議し決めているものである。現状の医療構想の見直しが必要であるかどうかは、市や公立病院が単独で判断することはできないためを勝手に国に働きかけることはできない。」と回答。

・「介護報酬二段階特例措置」については「事業所は介護支援専門員と連携の上、利用者から事前に同意を得られた場合のみ、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分の2区分上位の報酬区分を算定している。同意を得られている利用者に対し、その増分を補助する予定はない。」との回答。矛盾が見えないようである。

・「20人学級を」に着いては「小中学校においての学級編成は、法令により40人学級と定められており、当市でも、これに則って運用している」との回答、学校指導課は「40人でも新型コロナウィルス対応が十分できる」と強弁。どうしたものか。

・「就学援助費により支給する学校給食費－全額助成を」については「全額給付については考えていない」という冷たい回答。

・「保育園等の副食費助成を」についても「国の副食材料費に対する基本的な考え方は、これまでも、保育料の一部として保護者が負担してきたことのほか、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であること、授業料が無償化されている義務教育の学校給食でも負担されていることなどから、引き続き保護者の負担としている。市としては、現在のところ、副食材料費の無償化は考えていない。」としている。国の考えとしているが七尾市の考え方でもある。

・「介護従事者の実態調査を」については「介護職員の人材確保に向け、介護労働実態調査を参考にアンケート調査は実施済みである。このアンケートの調査結果を「第8期計画の介護人材確保に向けた施策の検討の参考とする。」との回答。その調査の結果の反映だろうが、「七尾市においても介護現場の人材確保は必須である。介護人材の確保に向け、事業所等と相談し、第八期計画に介護人材の定着、確保に向けた施策を盛り込みたい」「人材確保に向けでは、事業所への補助等も必要であると考えるが、七尾市においてどのような支援が適切で必要なのか、事業所と検討、相談、連携し進めたい。」との回答は、重要である。

・「要介護者の介護保険外しの動向に意見を」については、「社会保障審議会介護保険部会にて、要介護認定を受けるとそれまで受けていた総合事業のサービスの利用が継続できなくなる点、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、介護保険給付を受けられることを前提に見直しの議論が進められている状況は承知している。市の判断で要介護者についても総合事業の対象とすることが可能であることから、利用者の意向も踏まえ、慎重に対応していきたい。」との回答。どうしてその結果がみえないのか

・「補足給付の見直しに意見を」についても、「社会保障審議会介護保険部会にて、介護保険制度の持続可能の観点、能力に応じた負担とする観点から見直しの議論が進められている状況は承知している。七尾市において補足給付は年々増加しているものであり、見直しの内容をもって実施したい」との信じられない回答。

・介護職員の処遇改善については、「介護報酬改定で介護職員処遇改善加算の拡大が行われている。従来の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組み、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組みを進める事業所を対象とし、更なる上乗せ加算を創設している。また、全国市長会では、「介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善を図るため、財政措置の拡充すること。また、山村振興地域等について、慢性的な人材不足が生じている地域の実情を踏まえた実行ある対策を講じること。を国に提言している」との回答。

・「難聴者に補聴器購入に助成を」については「高齢者の聞こえにくさは個人差があり、日常生活に支障がある「高度難聴」では、身体障害者手帳の対象となり、費用の1割負担で購入が可能である。七尾市の単独事業として、手帳取得に至らない高齢者に対する助成制度の創設は考えていない。」との回答

・「国保の子どもの均等割廃止」については、「均等割は、法令で被保険者数に基づき算定することとなっており、18歳未満の子どもについて、賦課の対象から除外する考えはない。」との回答

・「後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障害がある人には障害者医療費助成制度を全額適用」については「後期高齢者医療制度に加入せず、国保や社保に継続加入している心身障害者は、3割負担となり、その内1割相当分が心身障害者医療費助成制度の対象となっている。石川県の補助基準も同様であるため、現在のところ七尾市独自で残りの2割相当分について助成する考えはない。」との回答、どうかしている回答。

・65歳以上の障害がある人への心身障害者医療費の助成方法については、「石川県の補助金交付要綱が改正されて償還払いに加え現物給付も対象となっている。現在障害者の負担軽減や利便性の向上のため、現物給付の導入について検討している」（2021年4月実施のよう）、「何故10月実施にならなかったか」の質問には納得いく説明がなかった。

いのちと暮らしを守る自治体キャラバン輪島・珠洲・能登

＜輪島市＞

・65歳以上の障害がある人への心身障害者医療費助成制度は、助成方法を現物給付化となりました。これまで輪島市は、子どもの医療費助成制度や心身障害者医療制度について石川県に意見をあげると同時に、市内だけでの適用だが65歳障害者医療費自動償還制度を創設していたが、そうしたことが、現物給付化につながったということに感謝を述べた。

・地域医療構想については「石川県地域医療構想では各医療機能に応じた病床数について必要病床数まで直ちに減らすというものではなく、今後の医療需要を踏まえ、あくまでも医療機関による自主的な取り組みが基本になると記載されています。能登北部医療圏域においては、急性期病床数が必要病床数より多いなど現状必要病床数の乖離はあるものの、市立輪島病院では、今後の医療需要を的確に把握しながら、市民に必要な医療を提供できる体制を維持し、自主的に取組を進めていきたいと考えており、地域医療構想の抜本的見直しは必要ないと考えます。また、PCR検査については、感染拡大した場合、検査機関として対応するため、検査機器を購入し、一検査機関として国や県、輪島市の要請に可能な限り応じることができるよう準備をすすめています。」との回答。

・医療機関の減収については「市立輪島病院では、新型コロナウイルス感染症患者の受入れに対応するため、1病棟をコロナ患者の専用病棟とし空床にして準備をすすめたことなどから、入院患者数が減少し、現在も患者数が例年より少ない状況が続いています。また、外来についても、受診控えなどにより患者数が減少し、入院・外来ともに患者数が減少したことから収益も減少し、経営状況は大変厳しいものとなっています。一方、新型コロナウイルス感染患者の受け入れのため空床としたものについては国・県から一定の補償がなされることが示されております。しかし、石川県の病床確保計画に沿ったもののみが対象となるため、空床としたことによる収益減の影響額全額が補償されるわけではないため、空床補償をもってもなお病院全体で大幅な赤字額が見込まれる場合には、一般会計と協議し、必要に応じて国・県に支援を求めていきたいと考えます」との回答。

・今回の介護報酬特例措置については、「この制度は、利用者負担が増えると事前に利用事業所より説明をし、承諾をした場合利用できることとなっている事業ですので、特に補助は考えていません」との回答、輪島診療所の職員が実際の現場での矛盾を説明した。

・「20人学級」については「石川県市町教育委員会連合会は、教員の人事権を有する石川県教育委員会に対し、『小中学校の全学年における35入学級の早期実現』を含む要望書を本年7月1日付けで提出しており、今後も引き続き、あらゆる場面において、石川県教青委員会に対し、強く要望してまいりたいと考えております。」との回答。

・就学援助制度で学校給食費を輪島市は全額ではなく、９０％助成をしていた。県内の8割の自治体が全額助成だと説明した。来年こそ改善を

・「学校給食費に助成を」については「学校給食の食材費については、保護者の負担となっております。1食あたり小学校では約270円、中学校では約320円を徴収することは、保護者の役割分担としては適正なものと考えております。従いまして、多子家庭に対する無償化につきましても、実施することは考えておりません。」との回答。

・「要介護者への保険外しに意見を」については「来年度から要介護の方でも総合事業の弾力化により利用が可能となります。このことにより要支援から要介護になった場合、慣れ親しんだ関係を離れることがなく継続して使うことが可能となります。今回の改正はより実態に即した形で市町村が判断できる形となっているため、特に要望は考えていません。」との回答。国の嘘が浸透している。

・「補足給付見直しに意見を」についても「昨年の社会保障審議会介護保険部会内で議論されていることは把握している。その中で将来的な介護保険制度の維持についても議論されているところであるため、現在のところ、特に要望は考えていません。」との回答。とんでもない負担になるのだが・・・・

・「補聴器購入に助成を」については「手帳取得に至らない軽度・中等度の難聴児（18才未満）に対しての補助を行っております」との回答。それを高齢者に拡大をという要求だが・・

・輪島診療所が無料低額診療施設になったことで「無料低額診療制度利用者の院外処方自己負担の助成」を要望の趣旨と意義について説明した。

＜珠洲市＞

・新型コロナウイルス感染症への医療体制の確保については「全国自治体病院協議会等を通じ要望している。PCR検査については、医師が必要と判断した場合に検査を依頼しているが、今後、独自に検査が実施出来るようPCR検査機器の導入を検討していきたい。」との回答。★

・介護報酬特例措置については「利用者と事業所の話し合いによるものであり、市として増額分の補助は考えていない。現在のところ考えておりません。」との回答、わかっていない

・「20人学級を」については「本市には、小学校7校、中学校2校、義務教育学校校がある。中学校の1校を除き小規模学校であり、単級及び複式学級の全てが20人以下の学級となっている。」との回答☆

・「給食費助成を」については「保護者が負担している給食費は、児童生徒に直接還元される食材料費相当額のみ。現時点では給食費の無償化は考えていない。」との回答

・要支援者は基本的に現行相当サービスを利用していた。

・「国に意見を」については全て「国の動向を注視していきます。」との回答だった。

・2020年10月診療分から、後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障害がある人にも障害者医療費助成制度を全額適用していた。★

・「国保の子どもの均等割廃止」については、「本市のみが、18歳未満の子どもを賦課しないのではなく、国保制度として実施されないと、賦課しない税分の財源が補填されないので、現状では厳しいと考える。」との回答。国保の一人当たり基金残高は県内一番、子どもの均等割の減免制度の実現の趣旨について訴えて改善を求めた。

・2020年10月診療分から、精神障害保健福祉手帳1級所持者を心身障害者医療費助成制度の対象としていた。

・2020年10月診療分から、65歳以上の障害がある人への心身障害者医療費助成制度は、助成方法を現物給付化していた。

・珠洲市の特定健診率が県内でもトップクラスになってきたが、その訳は珠洲総合病院の協力の結果のようである。医師からの受診勧奨の力は大きい。

・医師については、大学病院や石川県と連携し、勤務環境の改善を図りながらその確保に努めていますが都市部や診療負担が軽い傾向にある診療科への偏在などが影響し、本来必要とされる診療科の医師の確保が過疎地域では難しい状況です。また、看護師は県と連携して行っている看護師等修学資金貸付事業が一定の成果を収めており、毎年、一定数を確保できている。一方、薬剤師や臨床検査技師の確保が難しい状況。

＜能登町＞

・例年通り、副町長が参加して下さった。健康友の会能登町支部の皆さんも参加して下さり、懇談会は賑やかになった。

・「20人学級を」については、「新型コロナ感染拡大をぼうしするために、児童生徒数の状況等に応じ、3密会費など対策を講じています。またスクールサポートスタッフなどによる消毒作業の徹底を図っています。『20人学級』実現のためには、教職員の定数増が必要であり、現在、県を通じ国に対し、まずは『30人学級』を要望している現状です」との回答、しかし、小中学校の62%がすでに20人学級以下となっているようです。★

・学校給食の無料化」については、「学校給食の完全無料化、第二子以降の無料化については、引き続き検討していきたい」と回答があった。★

・就学援助制度で学校給食費を能登町では全額ではなく９０％助成。県内の8割の自治体が全額助成だと説明した。来年こそ改善を

・介護利用料負担軽減措置を」について「非課税世帯で要介護4・5の方でしかも在宅の方へ月額6500円相当の介護クーポンを配布している」と回答。

・要支援者の総合事業は基本的に現行相当サービスであった。

・「介護従事者の実態調査を」については、2020年4月に実施したとのこと。★

・「介護人材確保のための措置を」について「新規就職または復職した方に対し、20万円、もしくは10万円を3年間給付している」とのこと。★

・「非課税世帯で75歳以上に窓口負担への助成を！」についての回答が「当町では収入が年金のみの方が多く、非課税世帯が多いので、非課税だから無料にするという考えはありません」との回答。★

・一方で「年金引き下げストップの意見を国へ」について、「現時点で意見をあげる考えはありません」との回答。国の年金についての宣伝だけが伝わっている。

・「国保の子どもの均等割廃止」については、「18歳未満の子どもについては、窓口負担は無料となっています。医療に係わる頻度も高いことから均等割の対象外にするという考えはありません」との回答。子どもの均等割廃止の趣旨・意義が担当係長に伝わっていないようだ。

・2020年10月診療分から、65歳以上の障害がある人への心身障害者医療費助成制度は、助成方法を現物給付化していた。能登町は、石川県に意見をあげると同時に、町内だけでの適用だが65歳障害者医療費自動償還制度を創設していたが、そうしたことが、現物給付化につながったということに感謝を述べた。

・地域医療については「現在診療科の縮小は考えてはいません。医師、看護師、薬剤師については、修学資金の貸与事業を実施していることにより、今後も安定した数を確保できると考えています。ただし、薬剤師については、修学資金の貸与実績がないため、不安はあります。理学療法師、作業療法士等については、全国的に供給過多の傾向であるため、不足にはならないと考えていますが、検査技師や社会福祉士等については、不明な点が多いのも事実です。

　　病棟の縮小については、昨年20床の削減を行いました。人口の減少により急性期の病床について縮小は避けられない状況にあります。逆に地域包括ケア病床を6床増床し20床にしました。過疎地の自治体の唯一の入院病床をもつ当院としては、今後も必要に応じた病床数を確保したいと考えています。」との回答。

いのちと暮らしを守る自治体キャラバン野々市

・「新型コロナ感染拡大により減収になった医療機関の赤字補填を」については「コロナ禍における医療機関や介護・障害者事業所の経営状況については、今後医師会や各事業所等のご意見も踏まえ、必要な支援策を検討してまいりたいと考えています。」との回答

・介護報酬特例措置への対応について、「市民税非課税世帯、市民税非課税世帯でかつ被保険者本人が身体障害者手帳1・2級の交付を受けている利用者については、サービス利用料の部を助成しております。」との回答

・「受診抑制・利用者抑制への対応」については、「地域包括支援センターが民生委員等左協力して訪問などの実態把握を行い、必要な支援を行っています。また、75歳以上高齢者に対し、感染症予防やプレイル予防に関する情報提供と必要以上に外出を控えないためのマスク配布（1人当たり5枚）、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の登録者に対し、弁当の配達と安否確認を兼ねた「みまもり弁当デリパリー事業」を実施しました。（実施期間8～9月、利用回数1人当たり2回）」との回答

・「20人学級を」については「国際的に見れば、我が国の40人学級を基本とするクラスサイズをより小さくすべきという考えでおりますが、教職員の確保の面や学校の施設の面も含め、少しずつ改善を図る必要があると思っております。」との回答

・「学校給食費助成を」については「給食費の経費は学校給食法第11条第1項、第2項に基づいており、無料にする予定はありません。経済的な理由から給食費の支払いが滞りそうな家庭には就学援助制度による支援を行っており、多子世帯に対する支援などを行う予定はありません。」との回答

・「利用料負担への軽減措置を」については「現在、非課税世帯等に対する在宅サービスの利用料等の助成制度を実施していることから、現行の助成制度を継続して実施していきたい」との回答

・「利用限度額を超えた利用料の軽減を」については。「市民税非課税世帯でかつ要介護3以上の利用者について、利用限度額を超えて居宅介護サービスを利用した場合に利用料を助成しております。（助成限度額あり）」との回答。★

・「介護保険改悪に国に意見を」については、「介護保険制度の改正により、課題や問題が生じた場合は、国に対して必要な要望をしていきたいと考えております。」との回答。事後対応か

・「補聴器購入費助成を」については「補聴器購入に対する助成については、全国市長会から国へ提言しております。」との回答、補聴器問題について説明した

・「2割負担反対意見を｝について「団塊の世代が後期高齢者となり、医療費のさらなる増大が見込まれるため、後期高齢者の自己負担のあり方が検討されており、本市といたしましては、今後も国の動向を注視してまいります」との回答。

・「年金引き下げストップ等の意見を国へ」については「年金制度の改正等については、国政の課題であると考えております。今後、国の動向を見守りつつ、必要があれば市長会等を通じ、国へ要望してまいりたいと考えております。」との回答

・「国保の子どもの均等割廃止を」については「国民健康保険制度については、県が運営主体となって財政運営の責任主体として安定的な財政運営を行っております。被保険者の負担の公平性の観点からも市独自で減免することは困難であるため、国の施策として行われるべきと考えており、令和2年の全国市長会を通じて、国にその旨要望を提出しております。」と回答。

・「滞納があっても限度額認定証交付を」について、「限度額適用認定証の交付については、保険税の滞納がない場合としており、滞納がある場合は窓口で滞納している保険税の全額または概ね納付し、未納分については今後分割で納付していくことを誓約した場合などについては交付しています。また、特別な事情があると認められる場合は交付しています。」との回答。そのような自治体は県内では5自治体となったことを伝え、改善を求めた。

・地域医療を守る事については、「白山石川医療企業団が属する二次医療圏は、一般病床のうち急性期病床が『過剰な地域』とされていますが、圏域内の病床区分では金沢市に集中する『偏在状態』が非常に強い傾向となっており、白山市や野々市市においては、逆に急性期病床の“過疎地域”にあります。その結果、公立松任石川中央病院における一般病床（急性期病床）の利用率は非常に高く、この地域での急性期医療へのニーズに対して十分とは言えない状況が続いています。この状況下で病床減を想定した場合、地域での急性期医療提供体制は崩壊するばかりでなく、国が目指す生活圏域における医療ー介護サービス提供体制を目指した『地域包括ケアシステム』の確立においても大きく矛盾した状況となることが想定されます。看護師については医療法や施設基準上の要件は満たしています。医師については基本的に充足していますが、一部の診療科で大学などからの非常勤派遣医に協力をお願いしでいる状況です。」との回答★

いのちと暮らしを守る自治体キャラバン白山市

＜白山市＞

・「地域医療を守る」事について、「地域医療構想の抜本的な見直しにつきまして、緊急事態時における医療体制確保の観点から、公立・公的病院の再編統合には慎重に対応するよう国、県に働きかけております。PCR検査につきましては、県と県医師会が合同でフロー図を作成し、感染が疑われると判断した場合は必ず検査を実施することとしております。また、9月7日に県と県医師会が集合契約を結び、身近なかかりつけ医で検査ができるように、検査体制は拡充されております。市として医療従事者や介護従事者に対し必要に応じてPCR検査を行うことは考えておりませんが、今後も引き続き感染予防対策を徹底していきたいと考えております。」と回答

　　⇒これから冬に向けて「インフルエンザが流行し、発熱症状が出たら、どこへ行けばよいのか」という不安が出された。市の保健師も「どこが新型コロナ感染保険検査ができる医療機関がわからない」ということも明らかになりました。

・「医療・介護事業所に公的資金を」については「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所に対し、国では、持続化給付金、石川県では経営持続支援金、さらに白山市では中小企業等応援給付金制度を設けており、医療機関や介護事業所や障害事業所なども対象となっております。なお、市では、感染症指定機関等が、感染患者の専用病床の確保や専用の医療器械の整備等に係る費用の負担増に加え、入院患者や外来患者の減少により経営が厳しい状況に置かれていることを踏まえよ新型コロナの感染が終息するまでの財政的な支援を国に要望しております。」との回答

　　⇒介護事業所の実態について把握はしていないよう。介護事業所任せ。

・「介護報酬特例措置への対応」については「この介護報酬の取扱いは、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、ケアマネジャーと連携の上、利用者の事前の同意があることを前提としていることから、現時点で本市の市単独事業による負担軽減施策を実施する予定はありません。が、今後も、県内他市町の動向を注視していきたいと考えています。」との回答。

 ⇒現場の矛盾の実態についてはケアマネから報告がなされた。

・「受診抑制・利用者抑制への対応」については「現在、在宅サービスを利用する低所得者（住民税非課税世帯）に対し、利用料の30%助成を行っております。また、在宅で生活している要介護3～5の方で介護サービス利用回数が年10日以内の場合に、介護者に対して5,000／月を支給する等の制度を行っております。」との回答。★

・「20人学級」については「感染拡大の予防という観点からも少人数学級の必要性については認識しておりますので、今後も国や県に対して要望して参りたいと考えております。」と回答。★

・「学校給食費助成を」については「学校給食法第11条により、学校給食に必要な施設及び設備に要する経費と学校給食の運営に要する経費のうち人件費と施設、設備の修繕費は学校の設置者の負担となっておりますが、それ以外については保護者が負担することとなっておりますので、第二子以降の段階的な実施なども含めた、学校給食の無料化については、現在のところ考えておりません」と回答。

 　⇒学校給食費助成する自治体が増えている。少子化が進行する中で、「発想を変えて施策を」という意見が出された。

・「介護従事者不足への対応を」については「平成25年度より『新婚夫婦賃貸住宅家賃助成制度』Jとして保育土に限らず、婚姻提出後1年未満で2人とも45歳未満のご夫婦に対して、月額5千円（月額家賃の10%以内）を上限に最大12か月間補助事業を実施しています。また、45歳未満の若年層を対象とした住宅の新築補助や中古住宅購入補助、子育てしやすい環境の整備として、三世代での同居・近居を新たに行う家庭を対象とした新築増改築等の補助も実施」と回答。

・「特例入所を柔軟に」については「国が入所基準を原則要介護3以上とした理由は、『入所の必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図るため』であり、今後ますます高齢化に伴い介護を必要とする方が増加していくことを考慮すると、現在の入所基準は適切なものと考えております。

・「要介護者の保険外しに意見を」については「要介護1・2の方が総合事業を利用できるようにすることについて、国で省令の改正を検討しているとの情報はありますが、現段階において詳細は分かりません。国の省令等が改正された場合は、省令等に基づき他市町の動向を踏まえ、必要とするサービスが受けられるよう対応を検討します」との回答。

・「補足給付の見直しに意見を」については「高齢者人口の増加により、介護が必要な方も年々増加しています。それに伴い介護に必要な費用（介護給付費）も増加しており、世代間の公平性や制度の維持可能性を確保するという観点から、今回の制度改正に対して反対の意見を示すことは困難と考えております。」との回答。高齢者が住み慣れたところで住み続けることの条件をどのように考えているのか。

・「補聴器購入費助成を」については「身体・難病の認定を受けている方、又は認定を受けられない程度の難聴児章を対象に、日常生活を容易にするため、障害福祉サービスにおいて補聴器等必要な用具を給付しております。高齢者に限定した制度は、現時点では考えておりません。」との回答

・「要援護高齢者外出支援事業を」については「通常の交通手段での外出が困難な高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成し、生活圏の拡大と保健福祉の向上を図っております。対象者は、在宅の65歳以上の高齢者で①要介護認定1以上で自立での移動が困難な方②同一世帯全員が市民税非課税の方③本人または家族が運転免許の交付を受けておらず、自家用自動車を保有していない方」との回答。この条件は厳しくないか

・「後期高齢者の医療費2割負担反対の意見を」については「少子高齢化と団塊世代の後期高齢者医療加入にあたり、現役世代が高齢者を支える仕組みには限界があり、世代間の公平性や制度の維持性を確保するという観点から、後期高齢者の一定以上の所得がある人の医療費2割負担に対し反対の意見をあげるのは厳しいと考えております。」との回答

・「マクロ経済スライドストップの意見を国に」については「年金の給付水準をマクロ経済スライドにより調整することにより、年金制度の長期的な給付と負担の均衡を保ち、将来の年金受給者の年金水準の確保につながることから、必要な制度と考えております。」との回答。

・「年金積立金を株に投資するなの意見を」については「年金積立金の株式運用については、少子化に伴う現役世代の減少等による財源不足を補い、将来世代に資するものとなるよう期待しております。」との回答。

・「子どもの均等割廃止を」については、「国による制度改正がない限り、実施する予定はありません。」との回答

・「滞納者に対しても限度額認証の交付を」については「滞納者に対する給付の制限については、国民健康保険法第63条の2に基づき行われますが、納付相談において、分納等により短期被保険者証の交付を受けている場合は、原則給付の制限は行っておりません。」との回答

・「精神医療費自己負担への助成を」については「本市では、現在、精神障害者保健福祉手帳所持者で自立支援医療（精神通院医療）を受けている人に対し、その自立支援医療（精神通院医療）適用後の1割自己負担分を助成しております。」との回答。

・「地域医療を守ることでの不安は？」については「新型コロナ感染症に対し、公立・公的病院が大きな役割を果たしている現状を踏まえ、公的病院再編成含む地域医療構想の策定にあたっては、有事の際への備えも考慮すべきと考えております。また、新型コロナ感染症患者の受入に伴う収入滅や医療従事者の疲弊など、病院運営はこれまでにない厳しい状況に置かれており、今後の地域医療への影響が懸念されます。」との回答

いのちと暮らしを守る自治体キャラバン能美市

＜能美市＞

★就学援助認定基準の改定実現★

★1ヶ月短期被保険者証の廃止★

★滞納があっても限度額認定証を交付へ改善★

・「新型コロナ感染拡大防止のための取り組み」については「市立病院では外注せず検査結果を短時間で出せるように、PCR検査機器の導入を予定しています。また、季節性インフルヱンザの時期を迎えるにあたり、感染症疑いの患者とそれ以外の患者の接触が起こらないよう、感染症専用に対応する診療スペースの拡充を図ることにしています」との回答

・「医療・介護事業所等の赤字補填の意見を」については「市内にある通所介護事業所に対し「通所介護事業所応援事業Jを独自に実施します。3月審査分（2月サービス）の費用額を基準に5月審査分（4月サービス）または、6月審査分（5月サービス）で費用が30%以上減少する事業所に1事業所あたり10万円の助成を行います。」「市立病院にはコロナ対応体制の確保に対する県協力金や病床を確保することによる支援金が助成されていますが、減収による補填を賄える額ではありませんので、引き続き経営が安定するよう、関係等との協議や確認等を行っていきます。」との回答。市立病院は資金ショートしかねない状況のよう。★

・「介護報酬請求の特例措置」については「特例措置は利用者の事前同意に基づくものであるため、助成については考えておりません」との回答。

・「20入学級」については「20人学級を進めるには、学校にそのための空き教室があるのかという施設上の課題もあります。また、教員不足が問題になっている中での教員の確保という問題もあります。その他財政上のことも含め、実現するためには様々な課題があり、これらのことは市独自で解決できるものではないと認識しています。少人数学級の実現をすすめていくには、国の法整備による教職員定数改善と教育予算拡充がまず必要だと考えます。」との回答

・「学校給食費助成を」については「学校給食費は、憲法第26条や学校給食法第11条に示されている通り、義務教育の無償化の対象にあたりませんので、学校給食費の無償化については考えておりません」との回答

・就学援助制度の活用」については「令和元年4月から対象を非課税世帯から生活保護基準の1.3倍に拡充し、対象範囲を広げております」との回答★

・「自粛、閉じこもり対策を」については、「能美市では、低所得者の訪問介護サービス利用料の助成事業を実施しております。」との回答

・「要介護1・2の保険はずしに意見を」については「国の制度や近隣の市町の動向を注視していきます」との回答

・「補足給付の見直しに意見を」についても「国の制度に碁づき実施していきます。」との回答

・「75歳以上の高齢者医療費無料制度を」については「75歳以上の高齢者の医療費を無料とした場合、能美市では約7.5億円以上必要と見込まれ昨今の厳しい財政状況の中では実施は困難です。後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税者は約2,300人であり、厳しい財政状況の中では医療費の無料化は困難です」との回答 2300人（非課税者/6578（全人数）＝35％

・ひとり暮らし、高齢夫婦などへ多様な生活支援については「地域福祉委員会等を中心とした住民主体の生活上の困りごとに対する助け合い活動の基盤を整備し、助け合いの地域づくりを推進しています。また地域からの相談や個別の相談を通じて、地域の課題から必要な仕組みづくりや施策化の必要性等について既存の支援制度だけではなく、支援の充実に向けて定期的に協議しています。」との回答

・「後期高齢者の医療費2割負担反対の意見を」については「後期高齢者が必要な医療を受ける機会を確保するという観点と、後期高齢者の医療費が増え続けているという現状から、制度を取り巻く状況をふまえながら今後の国の動向を注視していきたい」との回答

・「子どもの均等割廃止」については「18歳未満の被保険者数の均等割額を全額減免した場合、国民健康保険特別会計に与える影響が大きく昨今の厳しい財政運営の中、実施は困難であります。」との回答

・「精神保健手帳2級所持者への助成を」については「県の制度改正に伴い、令和2年10月診療分から、精神保健福祉手帳1級所持者を心身障害者医療費助成制度の対象としております。2級所持者については現在対象としておりません。」健康福祉部長「「これまでも力を入れてきた分野。２級の方への支援拡充も（能美市が）率先して取り組みを検討したい」★

・地域医療体制を守ることについては「能美市立病院では令和2年4月に希望であった常勤医師の拡充はできましたが、診療科によっては不足する科もあり、今後においても簡単に補充はかなうものではないと認識しています。コロナ禍においては看護師を筆頭に、仕事に魅力を感じなかったり、モチベーションの維持が難しかったりする状況が生じていて、今後の人材確保は難しくなっていくのではないかと考えています。」との回答。

いのちと暮らしを守る自治体キャラバン小松市

＜小松市＞

・「新型コロナ感染拡大への対応」については「医療従事者等のＰＣＲ検査については、8月末に国が検査体制の抜本的な拡充として感染拡大地域等において、その期間、医療機関や高齢者施設等に勤務する者全員を対象とする定期的な検査の実施を示しています。市では、65歳以上の一定の高齢者や基礎疾患を有する者について、県の作成する検査体制整備計画との整合性を確認した上で、感染を心配する場合は検査を受けられるよう高齢者等に対する検査事業を実施します。」との回答

・「医療体制確保」については「国が指針を示し県が体制を整備しており、県の地域医療構想調整会議において地元医師会等関係機関の状況や意見等を踏まえ、市としての要望を伝えていきたいと考えております。」との回答

・「介護報酬特例措置への対応」については「通所サービス等において、2区分上位の報酬請求ができる「特例措置」は、介護支援専門員と連携の上、利用者からの事前の同意が得られた場合に可能であり、本措置への理解が得られているものと考えています。」との回答

・「受診・利用抑制への対応」については「高齢者総合相談センター等が、健康診査によるスクリーニングや独居高齢者などを中心に訪問による実態把握を実施しています。また、その結果について、フレイル機能強化型高齢者総合相談センターが中心となり、リハ職、県栄養士会、歯科衛生士会などと連携し、リスク状況に応じた支援を行っています。」との回答

・20人学級の実現については「新型コロナ感染拡大防止に向けて、各学校にはスクールサポートスタッフなどを配置し、児童生徒の環境整備について配慮しているところです。20人学級の実現に向けては、国や県に現状を継続的に伝えていきたいと思います。」との回答

・「学校給食費助成を」については「本市では、自校調理で安全安心で栄養価とおいしさを考慮した給食を提供するために、給食費については現状どおり保護者負担をお願いしていきたい」と回答

　　⇒食育、学校給食無料化の必要性を重ねて強調した

・「グループホーム等の食事代・居住費負担の軽減を」については「部屋代・食事代は、介護の必要性に関わらず必要な経費であり、本人の自己負担が原則です。そのため、介護保険施設においても、負担限度額の適用要件が厳格化されつつあり、在宅で介護されている方々との不公平の拡大につながらないよう慎重に検討していく必要があります。」との回答。

・「一人暮らし認知症のかたへの支給限度額の引き上げを」については「認知症の方が住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護保険サービスのみで対応できるわけではありません。介護サービス量を増やし、介護依存を促すのではなく、地域の多様な資源を活用・創出しながら、認知症になってもいきいきと暮らしていけるよう、認知症施策総合支援事業や生活支援体制整備事業等も推進していきます。」との回答。

・「緩和型サービス単価の引き上げを」については、「高い専門性が必要となる身体介護の提供については、従前相当サービスとして、以前と同様のサービス単価で提供されています。一方、生活援助については、ボランティアが中心となってきており、費用的にも利用者に喜ばれています。」との回答。必要・十分なサービスが提供されているかの問題が検証されていない。

・「要介護者の保険外しに意見を」については、「今後も国の審議会等での制度改正の議論を注視してまいります。」との回答。事態は深刻なのにわかっていない。

・超高齢社会のいま、介護の必要性はますます高まっており、それに伴い介護給付費も年々増加しているのが現状です。制度を維持していくためにも適正な負担割合となるよう要望等を行っていきます。

・「補聴器購入への助成を」については、「現在、80歳の敬老記念品の選択肢の一つとして、耳かけ集音器を導入しています。小松市多様なコミュニケーション手段の利用を促進する条例が制定されており、高齢者の円滑なコミュニケーションや社会生活を営むための環境整備や対応の工夫などについても検討していきたいと思います。」との回答。耳かけ集音器を否定しているわけではないのだが、

・「75歳以上医療費無料化を」については「高齢者の医療費については、伸び続ける高齢者の医療費を国民全体で公平に負担する制度として、昭和58年2月に施行となった老人保健法により70歳以上の高齢者について自己負担をお願いすることとなりました。その後、時代の変化に伴い定額負担から定率負担へと変化し、現在の後期高齢者医療制度にもその定率負担が引き継がれているものであります。医療費負担の無料化について、先の老人保健制度、現在の後期高齢者医療制度にも共通していることですが、増え続ける高齢者の医療費を国民全体で負担することで、制度の安定的な運営、ひいては国民皆保険の堅持につながるものであると認識しており、現役世代と高齢者それぞれが相応の負担をすることは世代間の公平性の確保のために必要なものであると考えておりますので、現在の高齢者の医療費の負担につきましても必要でやむを得ないものであると考えております」と回答。

・「足の確保を」については「地域住民の通院、買い物等、生活のために必要な路線として、大型商業施設、医療機関、公共施設などを循環するコミュニティバスを運行。公共交通機関の利用が難しい要介護者や身体障害者等には福祉有償運送による外出支援を行っている」との回答。

・「高齢者2割負担化に意見を」について「医療の高度化や、75歳以上人口は今後も増加する見込みであることから、世代間の公平性や制度の持続可能性を確保する観点から、75 歳以上の後期高齢者の自己負担について2割負担とする見直しが審議されています。持続可能な医療保険制度を構築していくためには必要なことと考えます。」との回答

・「年金引き下げストップの意見を」については「少子高齢化が進む中、給付と負担を均衡させるためのしくみとして、『マクロ経済スライド』が導入されており、年金制度の長期的・安定的運営のために必要と考えられております。今後の動向を引き続き注視していきます。」と回答

・「国保料医の引き下げを」については「国民健康保険とは、相互共済の精神に基づいて、疾病や負傷、分娩及び死亡に際して、保険給付を行うことをその内容とし、原則、市町村が保険者として行われる事業であり、その運営の主たる財源が保険税となります。国民健康保険財政の基盤を固め、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保し、市民の健康の向上を図るには、制度に基づいた適正な保険税の賦課、徴収が不可欠です。小松市国民健康保険は、被保険者の高齢化や医療の高度化により、一人当たり医療費が年々伸び続ける状況にあります。令和元年度は国保税収が当初の見込みを上回ったことで赤字を免れました。主たる財源である国保税収は年々減少傾向にありますが、平成25年度以降は税率を据え置き、被保険者の負担が増加しないよう配慮しながら、国保財政の効率的な運営に努めております」との回答。

・「子どもの均等割廃止」については「小松市においては、子どもに係る均等割保険税の法定軽減の実施を国に全国市長会を通して要望しています。」との回答。

・「滞納者に給付制限をしないで」については「小松市国民健康保険は、被保険者の高齢化や医療の高度化により、一人当たり医療費は年々伸び続ける一方、保険税収入は年々減少しています。このような状況ですので、保険給付と保険税負担とのバランスを考慮し、保険給付において一定程度の制限を設けて国民健康保険事業を行うことが、その安定的な運営に必要」との回答

・「健診受診率向上を」については「令和元年度の受診率は53.3％、（平成30年度は50.0％）と上昇し、今後も、過去の受診歴や医療機関受診歴などをAIを用いて分析を行うなど、より受診行動につながりやすい勧奨通知を行っていきます。小松市外のかかりつけ医を持つ方についても、近隣市の医療機関で受診が可能となるよう、医師会や他市とも調整を行っています」との回答。★

・「季節性インフルエンザの流行期を迎え、今年度は特に新型コロナウイルス感染症との同時流行の警戒感が高まる中、障がい者の施設内感染を防止するため、障がい者施設職員及び利用者のインフルエンザ予防接種に係る費用の一部を助成します。対象期間　R2.10.1～11.30接種分、助成額１人あたり1,500円（本人負担500円）」との回答。★

いのちと暮らしを守る自治体キャラバン加賀市

＜加賀市＞

・「地域医療構想の抜本的見直し」については「本市におきましては、既に病院統合等により病床を削減し、地域医療構想に相当する医療機能（病床機能）の見直しを実施済みであり、また、市内中核病院では新型コロナウイルス感染症に係る病床が確保できているため、地域医療構想の見直しは必要ないと考えております。」との回答。

・「ＰＣＲ検査の拡大について」については「本市では、市内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図り、市民の安心・安全を確保するため、必要に応じて唾液によるＰＣＲ検査が受けられるように９月２８日より検査体制を整えております。対象者は、市内に住民登録をしている者で、感染の不安を抱えており、日常生活や就業上で支障をきたしており、検査を希望する以下のいずれかに該当する無症状者であります。①高齢者や基礎疾患を有する者で新型コロナウイルス感染症の高リスク者に該当する者、②高リスク者をケアしている高齢者施設等に従事する者、③その他、飲食店や旅館に従事する者で接触歴や行動歴等により不安が強い者など今後も、市民が安心・安全に日常生活を送り就業していけるような体制づくりに努めてまいります。」と回答★

・「医療機関・介護事業所・障害者事業所等の赤字補填に対する国、県への要望について」については「本市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者や障がい者がこれまで利用していた通所・短期入所サービスを自粛された場合でも、事業者によるご自宅への訪問など、代わりとなるサービス提供を柔軟に認めることで、事業所の収益が確保できるよう対応してまいりました。このことから、国、県への赤字補填の要望につきましては、本市単独で行うことは考えておらず、他市と足並みを揃えて検討してまいりたいと考えております。」との回答

・「通所サービス等の報酬請求特例措置」については「通所サービス等の報酬請求「特例措置」につきましては、算定するにあたり、事前に利用者の同意を得たうえで、サービス事業所とケアマネジャーが連携し、他サービスと合わせて支給限度額を超えないか等を確認することとしておりますので、負担増分の補助は考えておりません。」との回答。

・「自粛や閉じこもりへの対策を」については、「毎年、介護予防基本チェックリストを送付することで、生活機能低下のリスクを早めに把握をしております。生活機能低下がみられる方には、訪問し生活実態の把握をしたうえで、必要な支援を行っております。今回、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした自粛や閉じこもりによる生活機能低下に限定した負担減免の拡充やサービス利用料助成をすることは検討しておりません。」との回答

・「２０人学級」の実現については、「国や石川県の規定により、小学校１年生から４年生と中学校１年生が３５人以下の学級編成となっております。本市教育委員会では、小学校については、５年生以上が４０人以下の学級となるため、非常勤講師（きめ細やかな指導員）を配置し、少人数指導ができるようにしております。今後もこの配置を継続するとともに、国や石川県に対して、小中学校の全学年において、段階的に３５人あるいは３０人以下学級の実現から２０人学級へと必要な教員数の配置等を要望していきたいと考えております。」との回答。★

・「学校給食費の無償化」については「限られた財源の中で社会保障や福祉施策を進めていくためには、まずは生活に困窮している市民を優先すべきと考えております。そのため、生活にゆとりのある世帯からは、給食に係る経費の一部を受益者負担していただいております。現在、援助が必要な世帯に対しましては、給食費を全額補助しております。引き続き、家族の状況に影響されない就学体制の確立を目指し、本市の財政状況が厳しい中で最大限の支援を行ってまいりたいと考えております。また、多子世帯につきましては、平成２９年度より第３子以降を、平成３０年度より長子が中学生である第２子に一部対象を拡大しており、給食費の無償化を実施し、負担の軽減を図っております。」との回答★

・「要介護１・２の保険はずし」については、「総合事業の対象者の弾力化につきましては、現在、国の審議会で議論が行われているところであり、議論の動向を注視してまいりたいと考えております。」との回答

・「補足給付の見直しに意見を」については、「補足給付については、国が定めた基準に基づき行っているところであります。基準の変更については未定でありますが、今後も国の基準に基づき、補足給付を行っていく予定であります。」との回答

・「65～74歳の障がいのある人に係る医療費助成制度の全額適用」については「石川県の医療費助成制度の改正を受け、本市においても、本年１０月１日から６５歳以上の障がいのある人への現物給付化を行っております。これに伴い、医療費の自己負担割合に関わらず、自己負担額全額を助成の対象としております。」との回答

・「補聴器購入費助成制度の創設を」については「補聴器の購入助成につきましては、性能や価格の幅が広く、購入にあたっては適合機種の選定やトレーニングが重要であり、医師の関与のもと適切な導入が望ましいと考えておりますので、障害者総合支援法による補装具費支給制度による支給を基本に考えております。」との回答。

・「後期高齢者医療費2割負担化にかかる国への要望」については「世代間の受益と負担の公平を図る観点から、後期高齢者の方に、一定の負担をしていただくことは、医療保険制度を持続していくために必要と考えております。」との回答。

・「18歳未満の子どもを均等割の対象外とする」ことについては「平成３０年度から加賀市国民健康保険では、子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもにかかる均等割額の２分の１を条例減免することとしました。令和元年度は対象となる子どもは１，３００人、対象世帯は７８０世帯、減免総額は１，２４５万円で、減免に係る費用は国保事業調整基金で補っております。令和２年度は対象となる子どもは、１，１１４人、対象世帯は６６２世帯、減免総額は１，１９１万円と見込んでおります。減免にかかる費用については、次年度以降、基金を活用しながら段階的に所得割の税率を引き上げることで対応していきたいと考えております。」との回答。★

・「滞納者への給付制限を行わないで」については「滞納者に対する限度額認定証交付については、国の法令に基づき制限を行っていますが、特別な事情等がある場合は交付しており、また、終末医療にも配慮しております。滞納があるといった理由のみで制限を行うことはありません。」との回答

・「住民健診・特定健診の受診率引き上げ」については、「提案があった他市町で受診が出来ないかどうか、関連機関と相談をします」との回答

・「地域医療構想」については「地域医療構想について、南加賀医療圏のうち本市においては、既に病院統合を行っており、今後大きな病床数削減の必要はないと考えております。医師の確保については、関係機関に派遣依頼を引き続き行ってまいります。看護師の確保については、必要数の募集を行ってまいります。また、専門性の高い認定看護師の確保・育成も行ってまいりたいと考えております。」との回答

いのちと暮らしを守る自治体キャラバン川北町

・コロナ禍の住民支援として、「地域応援商品券」（10,000円分）を全町民に配布。春には18歳未満対象「子育て応援商品券」も実施したとの回答。

・衛生用品については、町内の歯科医より要望があった。なお、介護事業所については大手法人による運営のため、直接的な支援は検討していない。また、通所介護の二区分上位の報酬算定については、川北町デイサービスでは算定していないとのこと。

・介護について、話題の中から、地域柄もあり家族介護が中心的であったが、施設利用者が増えてきたという実感があるとの回答。

・75歳以上高齢者の医療費補助について、現時点では継続予定だが、2割化したときに続けられるか課題との回答。

・外出支援として、2021年度から試行的にタクシー補助を予定（身重、透析、免許返上者）

・就学援助については、能美市が改善した関係で、現在「児童扶養手当の受給者等」としている県内唯一の自治体となる。その旨を伝えると、検討しますとの回答。